

必要書類一覧兼チェック用紙 日本人学生用

同一生計の家族に関して、[1] は第一段階申請時、[2] は第二段階申請時に提出してください。この他にも特別な事情により別途提出いただく書類が発生する場合がありますが、予めご了承ください。

各種書類に「マイナンバー」の記載は不要です。記載がある場合は消去してから提出してください。

[1] 第一段階申請に提出する書類

必ず提出する書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者のみ	<input type="checkbox"/>	「授業料免除願」	奨学支援担当HP
同一生計の家族全員	<input type="checkbox"/>	3ヶ月以内に発行された『世帯全員』という表記がある「住民票」(原本)	市区町村役場

本人にかかる書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
独立生計者	<input type="checkbox"/>	「収入・支出状況等報告書(様式1)」	奨学支援担当HP
	<input type="checkbox"/>	「本人の収入状況報告書(様式2)」 ※2020年に収入があった場合は、「源泉徴収票(写)」を添付してください。既に辞めたアルバイト分も必要です。	
	<input type="checkbox"/>	「健康保険被保険者証本人(被保険者(写))」	
留年している者又は最短修業年限を超えている者	<input type="checkbox"/>	「推薦書(様式10)」 左記の者が申請する場合は一定の条件を満たすこと及び推薦書(様式10)の提出が必要です。詳細はしおりの「1. 申請資格」をご覧ください。	奨学支援担当HP 及び 指導教員等
学部生で緩和措置に出願する者	<input type="checkbox"/>	高等教育の修学支援制度における日本学生支援機構 給付奨学金の“適格認定(家計)”後の支援区分が確認できるページをスカラネット パーソナルで印刷したもの。 ※2020年10月以降の支援区分の事です。	スカラネットパーソナル
日本学生支援機構以外の奨学金を受給している者	<input type="checkbox"/>	奨学生証、採用決定通知等で奨学金の団体名、給付・貸与金額と受給期間が分かる書類(写) 上記の証明書類が提出できない場合は、「奨学金受給状況報告書(様式3-2)」	奨学金団体等 または 奨学金支援係HP

本人を除く世帯員のうち、就学している者にかかる書類：配偶者、本人の兄弟姉妹で、就学している者

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
高校生	<input type="checkbox"/>	「在学証明書」	在学学校
各種学校・専修学校生	<input type="checkbox"/>	※有効期限の記載があれば「学生証(写)」でも可。	
公立・私立大学生	<input type="checkbox"/>	※兄弟等が2021年4月に新入生の場合は、4月1日以降発行の証明書を第二段階申請時に提出してください。	
国立高等専門学校生	<input type="checkbox"/>	「授業料免除状況等証明書(様式4)」 ※兄弟等が2021年4月に新入生の場合は、4月1日以降発行の証明書を第二段階申請時に提出してください。	奨学支援担当HP
国立大学生	<input type="checkbox"/>	※在学学校にて証明を受けること	
自宅浪人・予備校生	<input type="checkbox"/>	第二段階申請時に、2021年度所得・課税証明書が必要	
中学生以下	<input type="checkbox"/>	証明書提出不要	

以下に該当する場合は必ず書類を提出すること。

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
2020/1/1 ~ 2021/3/31 に、 正社員を中途退職した者	<input type="checkbox"/>	「退職に関する証明書（様式5）」または「退職金の源泉徴収票（写）」 ※退職予定の場合、退職後に証明を受けること	奨学支援担当HP
2020 年中に受給があった者 (出願時点で受給が終了しているものも含む)	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
雇用保険（失業手当金）受給者	<input type="checkbox"/>	受給総額のわかる「雇用保険受給資格者証（写）」	ハローワーク
高年齢雇用継続給付金受給者	<input type="checkbox"/>	2020 年分の「高年齢雇用継続給付支給決定通知書（写）」	ハローワーク
傷病手当受給者	<input type="checkbox"/>	2020 年分の「傷病手当金受給証明書（写）」	健康保険組合
生活保護受給者	<input type="checkbox"/>	直近3ヶ月分の「生活保護決定（変更）通知書（写）」 ※扶助金額が記載されているもの。	社会福祉事務所
児童扶養手当受給者	<input type="checkbox"/>	2020 年分の「児童扶養手当証書（写）」	市区町村役場
遺族年金受給者（父・母・祖父・祖母等。配偶者と死別している者）	<input type="checkbox"/>	最新の「遺族年金額改訂通知書（写）」または「遺族年金振込通知書（写）」	年金支払者

その他の書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
母子・父子世帯の場合	<input type="checkbox"/>	「母子・父子世帯申立書（様式6）」	奨学支援担当HP
	<input type="checkbox"/>	母子・父子世帯であることを確認できる書類	書類により異なる
障害者がいる場合	<input type="checkbox"/>	都道府県等が発行した「障害者手帳（写）」もしくは「療育手帳（写）」および最新の「障害年金支払通知書（写）」もしくは「特別児童扶養手当証書（写）」 ※障害年金を受給していない場合は、未受給の申立書（任意様式）を添付してください。	市区町村役場
長期療養者がいる場合 ※申請時現在で6ヵ月以上療養中、あるいは療養が必要な者	<input type="checkbox"/>	「長期療養者に係る医療費支出調書（様式7）」	奨学支援担当HP
	<input type="checkbox"/>	「医師の診断書（※1）」 ※1 様式7の裏面に医師の証明があれば不要。	医療機関
	<input type="checkbox"/>	「医療費の領収書（写）（※2）」 ※2 様式7の裏面で金額が証明されていない場合、またはその他院外処方等の負担がある場合、もしくはその両方の場合は必要。	医療機関
家計支持者が単身赴任中の場合	<input type="checkbox"/>	「家計支持者単身赴任に伴う支出調書（様式8）」	奨学支援担当HP
	<input type="checkbox"/>	単身赴任に係る家賃・光熱水量の領収書（写）	単身赴任者
被災者の場合	<input type="checkbox"/>	「罹災証明書」等 申請時にご相談ください。	市区町村役場

※なお、必要に応じて上記以外の書類の提出を求められることがあります。

[2] 第二段階申請時に提出する書類（第一段階申請をした学生のみ対象）

第二段階申請をしないと審査されず、免除もしくは猶予となりませんので、ご注意ください。

提出期間は 2021 年 6 月 7 日から 2021 年 6 月 18 日です。期限超過後はいかなる理由があっても受理しません。

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者本人	<input type="checkbox"/>	「令和 3 年度授業料免除第二段階申請書」（様式 9）	奨学支援担当 H P
申請者本人 および 同一生計の家族全員 ※未就学児および本人を除く就学者は不要 ※自宅浪人、予備校生は必要	<input type="checkbox"/>	「令和 3 年度所得・課税証明書」（内容は 2020 年分のもの）（原本） ※所得・課税証明書は全部事項証明もしくは収入・所得・課税額が記載されているもの。万が一、課税額しか証明されない場合は、「令和 3 年度所得証明書」（内容は 2020 年分のもの）と併せてご提出ください。 ※令和 2 年度課税証明書を誤って提出しないようくれぐれもご注意願います。	市区町村役場
	<input type="checkbox"/>	海外勤務者の場合、所属の会社に 1 年間（内容が 2020 年分のもの）の収入証明を円表記で作成してもらいご提出ください。	所属の会社
第一段階申請で不備書類を指摘された方	<input type="checkbox"/>	第一段階申請で不備とされた書類 申請時にお渡しした受理票を確認してください。	

提出書類にかかる諸注意

- 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 証明書類で写とあるもの以外は原本を提出してください。
- 第一段階申請の証明書類は、第一段階申請の 3 ヶ月前以降に発行されたものを提出してください。
- 令和 3 年度所得・課税証明書（全部事項証明）の取得について（重要）

令和 3 年度所得・課税証明書（内容が 2020 年分のもの）の発行は原則 2021 年 1 月 1 日に居住していた市区町村の役所にて発行されます。発行方法等で不明点があれば市区町村のホームページを参照するか、直接役所にお問い合わせください。また、所得・課税証明書は収入・所得金額・住民税の課税額等すべてが記載されている全部事項証明（「*」などで内容が隠れていないもの）をご提出ください。

発行開始日が受付期間以降になる場合には、必ず事前に奨学支援担当係窓口申し出てください。無連絡で期限までに提出のない場合は、不備書類として選考から除外します。